**平成２３年（フ）第７００７号**
大阪市住吉区苅田５丁目２番17―310号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目１番12号コーポ南野７Ｂ号西ヶ峰康宏方
債務者　奈良林和枝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０２３号**
大阪府寝屋川市田井町31番６号
債務者　谷内やよい
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０３５号**
大阪府三島郡島本町江川１丁目16番23―306号
債務者　摺木　　博
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０３７号**
大阪市生野区小路東３丁目７番２号
債務者　廣嶋　敦江
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０４０号**
大阪市城東区今福西５丁目９番24号
債務者　城間　義正
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４６号**
広島県三次市三良坂町三良坂461番地116、前住所広島県三次市三良坂町灰塚27番地２
債務者　佐々木佳子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２３年（フ）第１２８号**
栃木県下野市大松山１丁目１番３－２Ｂ号Ｓ．Ｋマンション、従前の住所栃木県下野市川中子3329番地319
債務者　戸塚　正義
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第１３６号**
栃木県小山市大字大行寺1022番地５　ハイツ思水ヶ丘Ｂ棟203号、従前の住所栃木県小山市城山町３丁目１番７号　車屋ビル５Ｆ―Ａ
債務者　中田　勇二
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第１３７号**
栃木県小山市大字大行寺1022番地５　ハイツ思水ヶ丘Ｂ棟203号、従前の住所栃木県小山市城山町３丁目１番７号　車屋ビル５Ｆ―Ａ
債務者　中田　敬子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第５１８号**
静岡県袋井市鷲巣649番地の１　山内みわ３号室、前住所静岡県袋井市鷲巣392番地の14
債務者　高橋恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第２７１号**
愛知県豊橋市大岩町字北元屋敷28番地１512
債務者　飯田　紘也
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第２９４号**
愛知県豊橋市大橋通３丁目53番地　101
債務者　熊谷　享子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第６７０１号**
大阪市大正区平尾１丁目６番25号
債務者　三原加代子（旧姓邊見）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９５１号**
大阪府茨木市中津町21番26号
債務者　久保井明子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５０７号**
川崎市多摩区菅１丁目９番17号　シライハイム102
債務者　吉田　頼子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係